

令和元年度 熊本県北合同観光PR事業業務委託 基本仕様書

1. 委託業務名 令和元年度 熊本県北合同観光PR事業業務委託

2. 業務の目的

熊本県北地域は、菊池川流域として共通した自然と文化に恵まれた地域である。本事業は、こうした地域特性を活かし、単市町では難しい観光PR事業を合同で行うことによって、熊本県北の観光促進を図る。

3. 契約期間 契約締結日～令和2年3月13日まで

4. ターゲット

・福岡県全域

5. 業務内容

熊本県北地域（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）で下記3つの効果を狙った合同観光PRを実施する。

- (1) 誘客数増加
- (2) 認知度向上
- (3) イメージアップ

6. その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制に際しては、統括責任者を置き、業務の担当者を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

(2) スケジュールの作成

契約締結後、委託者と協議のうえ、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を提出すること。

(3) 事業実績報告書の作成

事業完了後は、事業実績報告書を作成し提出すること。

7. 成果品

【業務報告書】

〈内容〉本業務委託により実施した活動実績
(写真を添付すること)

〈数量〉印刷物及び電子データ
(電子データのファイル形式)

※Microsoft Office Word 又は Excel 形式とする。

※納品場所

- ・玉名市役所 ふるさとセールス課
- ・山鹿市役所 ふるさと未来総室
- ・菊池市役所 商工観光課
- ・和水町役場 商工観光課

8. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市、山鹿市、菊池市、和水町に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

②著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、各市町の個人情報保護条例を遵守すること。

(5) その他

①事業計画等変更が生じる場合は、会議を招集し、事前の了承を得ること。

②事業の実施に当たっては、協議会と十分協議の上実施すること。

「熊本県北観光協議会」ホームページ (<https://northernkumamoto.tumblr.com>)

「キタクマアウトドア」ホームページ (<http://kitakuma-outdoor.com>) を参照

し、地域について理解を深めた上で提案すること。

③業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料、出演料、謝礼等含む。）は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については協議会の指示に従うこと。

④本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。

⑤受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。

⑥本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。